

令和8年2月24日

第1回廿日市市議会議案
(第1回定例会)

廿日市市

第1回廿日市市議会議案目次

報告第2号	専決処分事項の報告について	1
議案第12号	廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例	3
議案第13号	廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例	13
議案第14号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	17
議案第15号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	21
議案第16号	廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	25
議案第17号	廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例	55
議案第18号	廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例	59
議案第19号	廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	63
議案第20号	廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例	67
議案第21号	廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例	75
議案第22号	宮島水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例	81
議案第23号	廿日市市保育園条例の一部を改正する条例	87
議案第24号	廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例	91
議案第34号	工事請負契約の締結について	95
議案第35号	工事請負契約の締結について	97
議案第36号	工事請負契約の締結について	99
議案第37号	工事請負契約の締結について	101
議案第38号	過疎地域持続的発展計画を定めることについて	103

議案第 3 9 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更に ついて	… 1 0 5
議案第 4 0 号	公の施設の指定管理者の指定について	… 1 0 9
議案第 4 1 号	公の施設の指定管理者の指定について	… 1 1 1
議案第 4 2 号	市道路線の認定及び廃止について	… 1 1 3
議案第 4 3 号	廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の 同意について	… 1 1 7
議案第 4 4 号	廿日市市公平委員会委員の選任の同意について	… 1 1 9
諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることに ついて	… 1 2 1

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

1 専決処分の内容 工事請負契約の変更について

令和7年議案第49号により議決を得た佐方小学校屋内運動場長寿命化改修工事の請負契約の請負金額を次のように変更する。

「3 請負金額 295,900,000円」を「3 請負金額 305,422,700円」に改める。

2 専決処分年月日 令和8年1月23日

(参考事項)

令和7年議案第49号により議決を得た佐方小学校屋内運動場長寿命化改修工事の請負契約については、一部設計変更により請負金額を変更する必要が生じたので、専決処分したものである。

議案第12号

廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例案を
次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市再生可能エネルギー発電事業と地域との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の区域内において行われる再生可能エネルギー発電設備の設置及び管理に関し、必要な事項を定めることにより、良好な自然環境、景観、生活環境等（以下「自然環境等」という。）の保全及び災害の発生の防止に寄与し、もって再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生可能エネルギー源 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第3項第1号に規定する太陽光、同項第2号に規定する風力及び同項第5号に規定するバイオマスをいう。
- (2) 発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。
- (3) 発電事業 発電設備の設置（当該設備を設置するために行われる土地の造成工事（立木の伐採、切土、盛土等を含む。）を含む。）及び当該設備による発電を行う事業をいう。
- (4) 事業者 発電事業を計画し、又はこれを実施する者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。
- (5) 事業区域 発電事業を行う一団の土地の区域をいう。
- (6) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (7) 周辺住民等 発電事業の実施により生活環境に一定の影響を受けると認められる者として規則で定める者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

2 事業者は、発電事業の実施に当たり、自然環境等を保全し、又は災害の発生を防止するために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、発電事業の実施に当たり、周辺住民等に十分な情報提供及び説明を行い、発電事業の実施について理解を求め、周辺住民等との良好な関係を築くよう努めなければならない。

4 事業者は、発電設備の導入に当たり、周辺の動植物等への影響を回避し、又は低減するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、第1条の目的を達成するため、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない。

(適用事業)

第6条 この条例の規定は、発電設備の出力の合計（以下「発電出力」という。）が次の各号のいずれかに該当する事業に適用する。ただし、建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定するものをいう。）の屋根、屋上又は壁面に発電設備を設置する事業を除く。

(1) 次条に規定する抑制区域内に設置する場合は、発電出力が10キロワット以上の事業

(2) 抑制区域以外に設置する場合は、発電出力が50キロワット以上の事業

2 前項に規定する発電出力は、実質的に一体と認められる場所で、複数の発電設備に分割して設置する場合は、これらの発電出力を合算したものととする。

3 この条例の規定は、既に設置された発電設備を増設することにより、

第1項に規定する発電出力以上となる事業においても適用する。

(抑制区域)

第7条 市長は、次の各号のいずれかの理由により、特に配慮が必要と認めるときは、規則で定めるところにより、事業者に対し、発電事業の抑制を求める区域（以下「抑制区域」という。）を指定することができる。

- (1) 土砂災害その他自然災害による被害の危険性が高い場所であること。
- (2) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる場所であること。
- (3) 特色ある景観として良好な状態が保たれている場所であること。
- (4) 歴史的又は文化的な特色を有する区域として保全する必要がある場所であること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める区域

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定により指定した抑制区域を変更し、又はその指定を解除することができる。

3 事業者は、再生可能エネルギー発電事業に関する事業計画（以下「事業計画」という。）を検討する際、事業区域に抑制区域を含めないよう努めなければならない。

4 事業者は、事業区域の全部又は一部に抑制区域を含めようとするときは、次条に規定する協議を行う前に、当該抑制区域を所管する関係機関と必要な許可、認可その他これらに類する処分について協議を行わなければならない。

(事前協議)

第8条 事業者は、第10条第1項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ事業計画について市長と協議しなければならない。

(周辺住民等への説明)

第9条 事業者は、発電事業を実施しようとするときは、次条第1項の規定による届出を行う前に、周辺住民等に対し、事業内容等に関する説明会を開催しなければならない。

2 事業者は、説明会において周辺住民等の理解を得られるよう努めなけ

ればならない。

- 3 周辺住民等は、説明会を開催した事業者に対し、事業内容等について意見を申し出ることができる。この場合において、事業者は、意見に対する見解を記載した書面を作成し、周辺住民等に交付の上、誠意をもって当該周辺住民等と協議しなければならない。

(事業計画の届出)

第10条 事業者は、発電設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する日の30日前までに、第8条の協議及び前条第3項の規定による周辺住民等の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき、又は設置工事を中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺住民等に対し説明会を開催しなければならない。

- 3 市長は、届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する市町村長及び行政機関の長に対してその旨を通知し、意見を求めることができる。

(標識の設置)

第11条 事業者は、設置工事に着手するときは、事業区域の外部から見えやすい場所に、規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

- 2 前項の標識は、当該標識に係る発電設備を撤去する日まで設置するものとする。

(発電事業開始の届出)

第12条 第10条第1項の規定による届出をした事業者は、設置工事が完了し、発電設備による発電を開始したときは、速やかに当該発電事業の内容について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺住民等に対し説明会を開催しなければならない。

(準用)

第13条 第9条第2項及び第3項の規定は、第10条第2項及び前条第2項の説明会の開催について準用する。

(適正な維持管理)

第14条 事業者は、発電設備を撤去するまでの間、当該発電設備及びその事業区域（次項において「発電設備等」という。）を安全かつ良好な状態で維持するよう管理しなければならない。

2 事業者は、事故、災害等による発電設備等の損壊に起因し、自然環境等の保全に支障が生じたときは、速やかに当該発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じなければならない。

3 事業者は、前項の措置を講じたときは、速やかに規則で定めるところにより、その旨を市長に報告しなければならない。

(費用の確保)

第15条 事業者は、発電設備の維持管理及び撤去に要する費用を確保しなければならない。

2 事業者は、前条第2項に規定する場合に備え、火災保険、地震保険その他の必要な保険に加入するよう努めなければならない。

(発電事業の廃止等)

第16条 事業者は、発電事業を廃止しようとするときは、発電設備の稼働を停止する日の30日前までに（その廃止が損壊その他のやむを得ない事情による場合にあっては、速やかに）、市長に届け出なければならない。

2 事業者は、発電設備を撤去及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他の関係法令等の規定に基づき、適切に処理しなければならない。

3 事業者は、発電事業の廃止に伴い発電設備を撤去したときは、市長に届け出なければならない。

(報告の徴収)

第17条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、その発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入調査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(助言又は指導)

第19条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第20条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第8条の規定による事前協議を行わず、又は虚偽の内容で事前協議を行ったとき。
- (2) 第9条第1項、第10条第2項又は第12条第2項の説明会を開催しなかったとき、又は説明会において虚偽の説明をしたとき。
- (3) 第10条第1項、第2項、第12条又は第16条第1項に規定する届出を行わず、又は虚偽の届出を行ったとき。
- (4) 第11条第1項の標識を設置していないとき。
- (5) 第14条第1項の規定による適正な維持管理を怠り、又は同条第2

項の規定による措置を講じなかったことにより、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。

(6) 第17条の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。

(7) 第18条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(8) 前条の規定による助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。

2 前項の規定による勧告を受けた事業者は、当該勧告を受けて講じた措置の内容について、速やかに市長に報告をしなければならない。

(公表)

第21条 市長は、前条第1項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次の各号に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 当該勧告の内容

(3) 当該勧告に従わなかった事実

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

(関係機関への報告)

第22条 市長は、事業者が第19条の規定による助言若しくは指導又は第20条第1項の規定による勧告に正当な理由なく従わないときは、その内容及び事実を関係書類を添えて国、県その他関係機関へ報告することができる。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第10条第1項に規定する届出を行うために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 第8条から第10条まで及び第12条の規定は、施行日前に事業者が既に発電を開始している発電設備（以下「既存設備」という。）については、適用しない。ただし、施行日以降に既存設備を増設する場合はこの限りでない。
- 4 第8条から第10条までの規定は、施行日前に事業者が既に設置の工事に着手している発電設備（既存設備を除く。以下「着手済設備」という。）については、適用しない。
- 5 既存設備及び着手済設備に対する第11条の規定の適用については、第11条第1項中「設置工事に着手するときは」とあるのは、「令和8年9月30日までに」とする。
- 6 施行日から令和8年4月30日までに事業者が設置の工事に着手する発電設備に対する第10条第1項の規定の適用については、同項中「着手する日の30日前」とあるのは、「着手の日」とする。

(提案理由)

再生可能エネルギー発電事業と地域との調和を図り、良好な自然環境、景観、生活環境等を保全し災害の発生を防止することを目的として、市、事業者及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、発電設備の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第13号

廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金の設置、管理及び処分に関する条例案を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本太郎

廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金の
設置、管理及び処分に関する条例

(設置)

第1条 かき養殖経営安定緊急対策資金融資に対する利子補給の実施に要する経費の財源に充てるため、廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、市が国から交付を受けた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金及びその他の収入をもって積み立て、その額は予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第4条 基金は、設置の目的に従い、予算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

かき養殖経営安定緊急対策資金融資に対する利子補給の実施に要する経費の財源に充てる目的で、廿日市市かき養殖経営安定緊急対策資金融資利子補給基金を設置するため、この条例案を提出するものである。

議案第14号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例案を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条及び附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

現行の過疎地域持続的発展計画が期間満了となり新たに制定されることから、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に合わせて、過疎地域における固定資産税の課税免除の措置を延長する改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第15号

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2号理容所の開設届出に伴う検査の項、温泉の利用許可の項からクリーニング所の開設届出に伴う検査の項まで及び美容所の開設届出に伴う検査の項から建築物環境衛生総合管理業者の登録の項までを削る。

別表第5号要除却認定マンション建替えにおける容積率の特例許可の項中「要除却認定マンション建替え」を「要除却等認定マンションの建替え又は更新」に改め、「容積率」の次に「又は各部分の高さ」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県における権限移譲事務の見直しに伴い、本市に移譲されている事務の一部を返還することになったことから、当該事務に係る手数料に関する規定を削除するとともに、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部が改正され、耐震性不足等の認定を受けたマンションの建替え及び更新において、従来の容積率の特例に加え、特定行政庁の許可による高さ制限の特例が追加されることを踏まえ、当該事務の種類を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第16号

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例

(廿日市市手数料条例の一部改正)

第1条 廿日市市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1号印鑑登録証の再交付の項中「再交付」を「交付又は再交付」に、「300円」を「450円」に改め、同表中

「

その他各種証明	1件	300円	1証明をもって1件とする。	を
---------	----	------	---------------	---

」

「

官民境界証明	1通	450円	1証明をもって1通とする。	に
その他各種証明	1件	300円	1証明をもって1件とする。	

」

改め、同表第2号動物の飼養又は収容の許可の項中「7,800円」を「8,600円」に改める。

(廿日市市市民活動センター条例の一部改正)

第2条 廿日市市市民活動センター条例（平成17年条例第120号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項第2号中「毎月末日まで（月の途中で使用を終了し、又は次条第1項の規定により使用の許可を取り消されたときは、終了し、又は取り消された日まで）」を「使用を開始する月の末日まで」に改める。

第11条第3項の表中

「

別表の1の(1)	使用料	利用料金
----------	-----	------

」

の表		
----	--	--

を

「

別表の 1 の (1)	使用時間	利用時間
の表	使用料	利用料金

に改め、同表別表の 1 の (1) の表の備考 2 の部を削り、同表別表の 1 の (1) の表の備考 3 の項中「備考 3」を「備考 2」に改め、

「

別表の 2 の表	使用料	利用料金
----------	-----	------

を

「

別表の 2 の表	使用時間	利用時間
	使用料	利用料金

に改める。

別表の 1 の (1) の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用時間	単位	使用料の額
第 1 研修室	9 時から 2 1 時 3 0 分 まで	1 時間まで ごとに	3 0 0 円
第 2 研修室	9 時から 2 1 時 3 0 分 まで	1 時間まで ごとに	1 5 0 円
第 3 研修室	9 時から 2 1 時 3 0 分 まで	1 時間まで ごとに	1 0 0 円
和室	9 時から 2 1 時 3 0 分 まで	1 時間まで ごとに	8 0 円

別表の1の(1)の表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

別表の1の(2)の表単位の欄中「1月」を「1月までごとに」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 使用面積が1平方メートル未満のとき又は使用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。

別表の2の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用時間	単位	使用料の額
301 研修室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	120円
302 研修室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	130円
303 研修室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	120円

(廿日市市市民センター条例の一部改正)

第3条 廿日市市市民センター条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項の表別表第1の1の表の項中「基本使用料」を「使用料」に、「基本利用料金」を「利用料金」に改め、同表中別表第1の1の表の備考2の部及び別表第1の1の表の備考3の部を削り、同表別表第1の1の表の備考4の部中「備考4」を「備考2」に改め、同表別表第1の1の表の備考5の項中「備考5」を「備考3」に改め、同表別表第1の1の表の備考6の部を次のように改める。

別表第1の1の表の 備考4	使用する場合	利用する場合
	教育委員会	指定管理者
	使用料	利用料金
	市長が	指定管理者が市長の承認を受けて

第13条第3項の表別表第1の2の表から13の表までの項中「13の表」を「15の表」に、「基本使用料」を「使用料」に、「基本利用料金」を「利用料金」に改め、同表中別表第1の14の表の項、別表第1の14の表の備考2の部及び別表第1の15の表の項を削る。

別表第1の1の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
多目的ホール	1,140円
大研修室	370円
中研修室	220円
小研修室	160円
和室	130円
実習室	180円
調理室	250円

別表第1の1の表中備考2及び備考3を削り、備考4を備考2とし、備考5を備考3とし、同表備考6中「、この表に定める使用時間の区分に応じて」を削り、「備考5」を「備考3」に改め、同備考を同表備考4とし、別表第1の2の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
大研修室	460円
第1小研修室	120円
第2小研修室	100円
第3小研修室	100円
研修室（和室1）	120円
研修室（和室2）	120円
調理室	200円

別表第1の3の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
大研修室	400円

研修室 1	1 5 0 円
研修室 2	1 2 0 円
和室 1	6 0 円
和室 2	1 1 0 円
調理室	2 2 0 円

別表第 1 の 4 の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1 時間までごとに）
大研修室	4 6 0 円
第 1 研修室（和室）	8 0 円
第 2 研修室（和室）	7 0 円
第 3 研修室	1 3 0 円
第 4 研修室	1 3 0 円
会議室	9 0 円
調理室	1 8 0 円

別表第 1 の 5 の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1 時間までごとに）
講堂	5 2 0 円
会議室	1 2 0 円
講義室	1 1 0 円
集会室（和室）（1）	1 3 0 円
集会室（和室）（2）	7 0 円
研修室	1 1 0 円
調理実習室	2 4 0 円

別表第 1 の 6 の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1 時間までごとに）
大研修室（ホール）	3 0 0 円
大研修室（ステージ）	2 2 0 円
多目的室	2 3 0 円

第1研修室	130円
第2研修室	130円
第3研修室	150円
工作室	70円
児童室	100円
和室(1)	90円
和室(2)	100円
和室(水屋)	30円
調理室(実習室)	250円
調理室(準備室)	80円

別表第1の7の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額(1時間までごとに)
大研修室	400円
第1研修室	200円
第2研修室	130円
第3研修室	110円
和室(第1)	60円
和室(第2)	150円
和室(第3)	90円
児童室	50円
調理室	230円

別表第1の8の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額(1時間までごとに)
大研修室	500円
第1研修室	240円
第2研修室	110円
和室(第1)	100円
和室(第2)	90円

児童室	80円
調理室	240円

別表第1の9の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
大研修室	560円
研修室1	210円
研修室2（児童室）	100円
研修室3	120円
研修室4（和室）	100円
研修室5（和室）	60円
研修室6	100円
研修室7	140円
研修室8	220円
調理実習室	210円

別表第1の10の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
第1研修室	530円
第2研修室	110円
第3研修室	150円
第4研修室	110円
第5研修室	110円
和室（1）	110円
和室（2）	70円
調理室	230円

別表第1の11の表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
講堂	520円
第1会議室	60円

第2会議室	50円
講義室	150円
集会室（和室）（1）	70円
集会室（和室）（2）	100円
研修室（1）	110円
研修室（2）	110円
調理実習室	250円

別表第1の12の表の表の部分の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
多目的ホール（ホール）	650円
多目的ホール（ステージ）	260円
実習室	70円
会議室	130円
視聴覚室	220円
和室	190円
調理実習室	220円

別表第1の13の表の表の部分の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
第1会議室	210円
第2会議室	350円
第3会議室	180円
第4会議室	240円
和室	220円
調理室	380円
視聴覚室	290円
創作室	240円

別表第1の14の表を次のように改める。

14 廿日市市大野西市民センター

区分	使用料の額（1時間までごとに）
大研修室	1,860円
第1研修室	200円
第2研修室	200円
会議室	210円
和室	150円
実技実習室	220円
児童室	180円
調理実習室	230円

備考 1の表備考の規定は、この表について準用する。

別表第1の15の表の表の部分の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
研修室1	340円
研修室2	310円
研修室3	480円
研修室4	150円
多目的室	100円
工作室	150円
和室	100円
調理実習室	220円

別表第2の表の部分の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
大研修室	150円

（廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第4条 廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例（令和2年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表別表の項中「基本使用料」を「使用料」に、「基本利用料金」を「利用料金」に改め、同表別表の1の表の備考2の部を

削り、同表別表の1の表の備考3の項中「表の備考3」を「(1)の表の備考2」に改める。

別表の1の表及び2の表を次のように改める。

1 本館

(1) 集会室等

区分	使用料の額（1時間までごとに）
集会室1	180円
集会室2	170円
会議室	60円
和室	170円
調理室	250円
工作室	190円

備考

- 1 使用者が交流センターを営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ4を乗じて得た額とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(2) ホール及びステージ

区分	使用料の額					
	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	1日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
ホール	3,140円	3,600円	4,040円	7,200円	7,640円	11,240円
ステージ	770円	880円	990円	1,760円	1,870円	2,750円

備考 別表の1の(1)の表備考の規定は、この表について準用する。

2 分館

区分	使用料の額（1時間までごとに）
大研修室	500円
小研修室1	100円
小研修室2	100円
和室1	90円
和室2	70円
防音室	130円
児童室	70円
調理室	250円

備考 別表の1の(1)の表備考の規定は、この表について準用する。

（廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例の一部改正）

第5条 廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例（令和4年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第21条第4項中「第19条第1項」を「第8条第1項」に改める。

別表第2中備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2の次に次のように加える。

3 テニスコートを営利目的に利用する場合（指定管理者が認めた場合に限る。）の利用料金の範囲は、当該区分の利用料金の範囲に5を乗じて得た額とする。

（廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条例の一部改正）

第6条 廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条例（平成15年条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

区分	使用時間	単位	使用料の額
多目的ホール	9時から21時30分まで	1時間までごとに	890円
第一研修室	9時から21時30分まで	1時間までごとに	300円

第二研修室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	140円
視聴覚室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	260円
調理実習室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	300円

別表中備考2及び備考3を削り、備考4を備考2とし、備考5を備考3とし、同表備考6中「、この表に定める使用時間の区分に応じて」を削り、「備考5」を「備考3」に改め、同備考を同表備考4とする。

(廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び管理条例の一部改正)

第7条 廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び管理条例（令和3年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「380円」を「440円」に、「440円」を「520円」に、「300円」を「320円」に改める。

(廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第8条 廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例（令和4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表別表の項中「基本使用料」を「使用料」に、「基本利用料金」を「利用料金」に改め、同表別表の備考2の部を削り、同表別表の備考3の項中「備考3」を「備考2」に改める。

別表の表の部分を次のように改める。

区分	使用料の額（1時間までごとに）
研修室1	160円
研修室2	240円
研修室3	230円
和室1	70円
和室2	70円
調理室	210円

ギャラリーホール	180円
----------	------

別表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

(廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第9条 廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例（令和5年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の見出し中「使用料等」を「使用料」に改め、同条第1項中「基本使用料又は」及び「（以下「使用料等」という。）」を削り、同条第2項から第4項までの規定中「使用料等」を「使用料」に改める。

第10条第2項中「基本利用料金及び」及び「（以下「利用料金等」という。）」を削り、同条第3項の表第8条第1項の部中「基本使用料又は」及び「（以下「使用料等」という。）」を削り、「利用料金等」を「利用料金」に改め、同表第8条第2項の部及び第8条第3項及び第4項の部中「使用料等」を「使用料」に、「利用料金等」を「利用料金」に改め、同表別表第2の1の表の項及び別表第2の1の表の備考1の部中「基本使用料」を「使用料」に、「基本利用料金」を「利用料金」に改め、同表別表第2の1の表の備考2の部を削り、同表別表第2の1の表の備考3の項中「備考3」を「備考2」に、「基本使用料」を「使用料」に、「基本利用料金」を「利用料金」に改め、同表別表第2の2の表の備考の部中「備考」を「備考1」に改め、同表に次のように加える。

別表第2の2の表の備考2	使用 使用料	利用 利用料金
別表第2の2の表の備考3	使用料	利用料金

別表第2の1の表の表の部分を次のように改める。

区分	単位	使用料
多目的ホール	1時間までごとに	690円
農事研修室	1時間までごとに	150円

視聴覚室	1時間までごとに	190円
教養娯楽室	1時間までごとに	280円
調理実習室	1時間までごとに	180円

別表第2の1の表備考1中「基本使用料」を「使用料」に改め、同表備考2を削り、同表備考3中「基本使用料」を「使用料」に改め、同備考を同表備考2とし、別表第2の2の表使用料の欄中「130円」を「190円」に、「370円」を「550円」に、「250円」を「370円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 使用者がこの表に掲げる施設等（シャワーを除く。）を営利目的で使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2を乗じて得た額とする。
- 2 交流広場（上段）、交流広場（下段）及び交流ホールを2分の1に区分して使用する場合における使用料の額は、この表に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額（営利目的で使用する場合は、2倍の額に2分の1を乗じて得た額）とする。
- 3 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（廿日市市火葬場設置及び管理条例の一部改正）

第10条 廿日市市火葬場設置及び管理条例（昭和42年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「16,500円」を「17,100円」に改める。

（廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例の一部改正）

第11条 廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成6年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条の6第1項の表中「3,050円」を「4,500円」に改める。

(廿日市市産業交流センター設置及び管理条例の一部改正)

第12条 廿日市市産業交流センター設置及び管理条例(平成14年条例第22号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第9条関係)

区分	使用時間	単位	使用料
多目的ホール	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	2,330円
多目的ホール (2分の1区 画を使用する 場合)	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	1,160円
附属設備	市長が定める額		

備考 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

(廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例の一部改正)

第13条 廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例(平成17年条例第56号)の一部を次のように改正する。

「	「
1,920円	2,880円
3,850円	5,770円
4,590円	6,880円
2,130円	3,190円
4,170円	6,250円
5,130円	7,690円
4,270円	6,400円

別表第2中	5,340円	を	8,010円	に改め、別表第3中
	12,830円		19,240円	
	17,110円		25,660円	
	14,430円		21,640円	
	19,250円		28,870円	
	8,020円		12,030円	
	10,690円		16,030円	
	5,340円		8,010円	
	7,480円		11,220円	
	500円		750円	

960円から 2,880円まで
1,920円から 5,770円まで
2,290円から 6,880円まで
1,060円から 3,190円まで
2,080円から 6,250円まで
2,560円から 7,690円まで
2,130円から 6,400円まで
2,670円から 8,010円まで

1,440円から 4,320円まで
2,890円から 8,660円まで
3,440円から 10,330円まで
1,600円から 4,790円まで
3,130円から 9,380円まで
3,850円から 11,540円まで
3,200円から 9,610円まで
4,010円から 12,020円まで

6,410 円から 19,240 円まで	を	9,620 円から 28,870 円まで	に改める。
8,550 円から 25,660 円まで		12,830 円から 38,500 円まで	
7,210 円から 21,640 円まで		10,820 円から 32,470 円まで	
9,620 円から 28,870 円まで		14,440 円から 43,310 円まで	
4,010 円から 12,030 円まで		6,020 円から 18,050 円まで	
5,340 円から 16,030 円まで		8,020 円から 24,050 円まで	
2,670 円から 8,010 円まで		4,010 円から 12,020 円まで	
3,740 円から 11,220 円まで		5,610 円から 16,830 円まで	
250 円から 750 円まで		380 円から 1,130 円まで	

(廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル条例の一部改正)

第14条 廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル条例（平成17年条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表中

屋内	1,690円	
屋外	1,350円	
	1,690円	を
	1,690円	

「

屋内	2,030円
屋外	1,620円
	2,030円
	2,030円

に、

」

「

	1,690円
	1,690円
市長が定める額	

を

」

「

	2,030円
	2,030円
市長が定める額	

に改める。

」

(廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例の一部改正)

第15条 廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例（平成13年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

区分	使用時間	単位	使用料
健康指導室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	530円
栄養指導室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	220円
調理室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	620円

健康増進室 1 及び健康増進 室 2	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	650円
健康増進室 2	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	390円
会議室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	350円
音楽室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	270円
作業室 1	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	140円
作業室 2	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	160円
多目的ホール	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	1,910円
講座室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	690円
附属設備	市長が定める額		

別表中備考2を削り、備考3を備考2とする。

(廿日市市地域保健センター設置及び管理条例の一部改正)

第16条 廿日市市地域保健センター設置及び管理条例（平成15年条例第54号）の一部を次のように改正する。

別表の表の部分を次のように改める。

区 分	使用時間	使用料（1時間までごとに）	
		保健活動又は福祉活動に使用する 場合	社会教育活動に 使用する場合
機能回復訓練	9時から21時	740円	660円

室	30分まで		
栄養指導室	9時から21時 30分まで	170円	160円

別表中備考2及び備考3を削り、備考4を備考2とする。

(廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例の一部改正)

第17条 廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例（昭和62年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

区分	使用時間	単位	使用料の額
ホール	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	100円
修養室	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	30円
その他	9時から21時30分 まで	1時間まで ごとに	90円

(廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例の一部改正)

第18条 廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例（昭和58年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「1,680円」を「2,520円」に改め、同条第2号中「2,240円」を「3,360円」に改め、同条第3号中「2,800円」を「4,200円」に改める。

別表第3中

「

550円から 1,650円まで	270円から 820円まで	1,100円から 3,300円まで	550円から 1,650円まで
1,650円から 4,950円まで	820円から 2,470円まで	3,300円から 9,900円まで	1,650円から 4,950円まで
2,750円から	1,370円から	5,500円から	2,750円から

8,250円まで	4,120円まで	16,500円まで	8,250円まで
4,950円から 14,850円まで	2,470円から 7,420円まで	9,900円から 29,700円まで	4,950円から 14,850円まで
50円から 160円まで	50円から 160円まで	110円から 330円まで	110円から 330円まで
500円から 1,600円まで	500円から 1,600円まで	1,100円から 3,300円まで	1,100円から 3,300円まで

を

「

770円から 2,310円まで	380円から 1,150円まで	1,540円から 4,620円まで	770円から 2,310円まで
2,310円から 6,930円まで	1,140円から 3,450円まで	4,620円から 13,860円まで	2,310円から 6,930円まで
3,850円から 11,550円まで	1,900円から 5,750円まで	7,700円から 23,100円まで	3,850円から 11,550円まで
6,930円から 20,790円まで	3,420円から 10,350円まで	13,860円から 41,580円まで	6,930円から 20,790円まで
70円から 210円まで	70円から 210円まで	140円から 420円まで	140円から 420円まで
700円から 2,100円まで	700円から 2,100円まで	1,400円から 4,200円まで	1,400円から 4,200円まで

に改める。

」

(廿日市市自転車等の放置防止に関する条例の一部改正)

第19条 廿日市市自転車等の放置防止に関する条例（昭和58年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「1,680円」を「1台につき2,520円」に改め、同条第2号中「2,240円」を「1台につき3,360円」に改め、同条第3号中「2,800円」を「1台につき4,200円」に改める。

(はつかいち文化ホール設置及び管理条例の一部改正)

第20条 はつかいち文化ホール設置及び管理条例（平成8年条例第12号）の一部を次のように改正する。

「

別表中

19,830円から 36,820円まで	26,200円から 48,650円まで	33,380円から 61,990円まで	36,820円から 68,390円まで	47,670円から 88,540円まで	63,550円から 118,020円まで
23,800円から 44,200円まで	31,430円から 58,380円まで	40,040円から 74,370円まで	44,160円から 82,010円まで	57,190円から 106,210円まで	76,200円から 141,510円まで
14,670円から 27,240円まで	19,310円から 35,860円まで	24,540円から 45,590円まで	27,160円から 50,450円まで	35,100円から 65,190円まで	46,850円から 87,020円まで
17,580円から 32,650円まで	23,200円から 43,090円まで	29,490円から 54,760円まで	32,630円から 60,600円まで	42,140円から 78,260円まで	56,210円から 104,400円まで
7,330円から 13,620円まで	9,650円から 17,920円まで	12,270円から 22,780円まで	13,580円から 25,220円まで	17,540円から 32,590円まで	23,420円から 43,490円まで
8,780円から 16,310円まで	11,590円から 21,540円まで	14,740円から 27,370円まで	16,310円から 30,300円まで	21,060円から 39,110円まで	28,100円から 52,190円まで
5,390円から 10,010円まで	7,100円から 13,190円まで	9,050円から 16,800円まで	10,030円から 18,620円まで	12,940円から 24,030円まで	17,210円から 31,960円まで
6,430円から 11,940円まで	8,530円から 15,840円まで	10,850円から 20,150円まで	11,970円から 22,240円まで	15,490円から 28,760円まで	20,650円から 38,360円まで

」

「

29,740円から 55,230円まで	39,290円から 72,980円まで	50,070円から 92,980円まで	55,230円から 102,580円まで	71,510円から 132,800円まで	95,320円から 177,030円まで
35,700円から 66,300円まで	47,150円から 87,560円まで	60,060円から 111,550円まで	66,240円から 123,010円まで	85,780円から 159,310円まで	114,300円から 212,270円まで
22,000円から 40,870円まで	28,960円から 53,790円まで	36,820円から 68,380円まで	40,740円から 75,670円まで	52,650円から 97,780円まで	70,280円から 130,530円まで

を

26,370円から 48,980円まで	34,800円から 64,630円まで	44,230円から 82,140円まで	48,950円から 90,900円まで	63,210円から 117,390円まで	84,320円から 156,590円まで
8,810円から 16,360円まで	11,620円から 21,590円まで	14,680円から 27,270円まで	16,450円から 30,550円まで	21,140円から 39,270円まで	28,630円から 53,180円まで
10,570円から 19,630円まで	13,970円から 25,960円まで	17,620円から 32,730円まで	19,740円から 36,660円まで	25,380円から 47,130円まで	34,370円から 63,830円まで
7,030円から 13,060円まで	9,280円から 17,250円まで	11,720円から 21,770円まで	13,130円から 24,400円まで	16,890円から 31,360円まで	22,870円から 42,480円まで
8,440円から 15,670円まで	11,160円から 20,730円まで	14,070円から 26,140円まで	15,760円から 29,270円まで	20,270円から 37,640円まで	27,440円から 50,970円まで

に、

「

510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	810円から 1,520円まで	960円から 1,790円まで	1,190円から 2,220円まで	1,640円から 3,050円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで
290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	890円から 1,660円まで
290円から 540円まで	360円から 670円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで	660円から 1,230円まで	890円から 1,660円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで
140円から 270円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	290円から 540円まで	440円から 830円まで	510円から 960円まで
740円から 1,370円まで	960円から 1,790円まで	1,190円から 2,220円まで	1,340円から 2,490円まで	1,710円から 3,180円まで	2,310円から 4,300円まで

を

」

「

540円から 1,010円まで	690円から 1,280円まで	950円から 1,760円まで	1,090円から 2,040円まで	1,400円から 2,610円まで	1,790円から 3,320円まで
170円から 320円まで	220円から 410円まで	300円から 570円まで	350円から 660円まで	450円から 840円まで	580円から 1,070円まで
170円から 320円まで	220円から 410円まで	300円から 570円まで	350円から 660円まで	450円から 840円まで	580円から 1,070円まで
320円から 610円まで	410円から 760円まで	570円から 1,060円まで	650円から 1,220円まで	840円から 1,560円まで	1,070円から 1,980円まで
310円から 580円まで	390円から 740円まで	540円から 1,010円まで	630円から 1,170円まで	800円から 1,490円まで	1,020円から 1,910円まで
160円から 290円まで	210円から 400円まで	290円から 540円まで	320円から 610円まで	440円から 830円まで	530円から 980円まで
170円から 320円まで	220円から 410円まで	300円から 570円まで	350円から 660円まで	450円から 840円まで	580円から 1,070円まで
750円から 1,400円まで	960円から 1,790円まで	1,300円から 2,430円まで	1,510円から 2,800円まで	1,930円から 3,580円まで	2,460円から 4,570円まで

に改める。

」

(はつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例の一部改正)

第21条 はつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例（平成8年条例第13号）の一部を次のように改正する。

「

440円から 830円まで	740円から 1,370円まで	1,040円から 1,930円まで	960円から 1,790円まで
510円から 960円まで	890円から 1,660円まで	1,260円から 2,350円まで	1,110円から 2,060円まで
510円から	890円から	1,260円から	1,110円から

別表第 2 の表中

960 円まで	1,660 円まで	2,350 円まで	2,060 円まで
590円から 1,100円まで	1,040円から 1,930円まで	1,490円から 2,760円まで	1,340円から 2,490円まで
960円から 1,790円まで	1,560円から 2,910円まで	2,310円から 4,300円まで	2,090円から 3,880円まで
1,190円から 2,220円まで	1,860円から 3,450円まで	2,760円から 5,130円まで	2,460円から 4,570円まで

「

670円から 1,240円まで	1,110円から 2,060円まで	1,560円から 2,890円まで	1,440円から 2,690円まで
770円から 1,440円まで	1,340円から 2,490円まで	1,890円から 3,520円まで	1,660円から 3,090円まで
770円から 1,440円まで	1,340円から 2,490円まで	1,890円から 3,520円まで	1,660円から 3,090円まで
880円から 1,650円まで	1,560円から 2,890円まで	2,230円から 4,140円まで	2,010円から 3,740円まで
1,440円から 2,690円まで	2,350円から 4,360円まで	3,470円から 6,440円まで	3,130円から 5,820円まで
1,790円から 3,320円まで	2,790円から 5,180円まで	4,140円から 7,690円まで	3,690円から 6,860円まで

を

に改める。

」

(廿日市市歴史民俗資料館条例の一部改正)

第 2 2 条 廿日市市歴史民俗資料館条例（平成 1 5 年条例第 7 6 号）の一部を次のように改正する。

別表通常展示の項中「300円」を「450円」に、「170円」を「250円」に、「210円」を「310円」に、「120円」を「180円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第13条中廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例別表第2の改正規定及び別表第3の改正規定 令和8年4月1日

(2) 第1条中廿日市市手数料条例別表第1号の改正規定及び別表第2号の改正規定並びに第11条中廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例第23条の6第1項の表の改正規定 令和8年7月1日

(3) 第20条中はつかいち文化ホール設置及び管理条例別表の改正規定及び第21条中はつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例別表の2の表の改正規定 令和9年4月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の廿日市市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請がなされた事務に係る手数料について適用し、施行日前に申請がなされた事務に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の廿日市市市民活動センター条例別表、廿日市市市民センター条例別表第1及び別表第2、廿日市市宮島まちづくり交流センター設置及び管理条例別表、廿日市市多世代活動交流センター設置及び管理条例別表第2、廿日市市玖島ふれあいセンター設置及び管理条例別表、廿日市市玖島の里づくり交流拠点施設設置及び管理条例別表第2、廿日市市吉和ふれあい交流センター設置及び管理条例別表、廿日市市あさはらまちづくり交流センター設置及び管理条例別表第2、廿日市市火葬場設置及び管理条例別表、廿日市市産業交流センター設置及び管理条例別表、廿日市市国民宿舎事業の設置等に関する条例別表第2及び別表第3、廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル条例別表、廿日市市総合健康福祉センター設置及び管理条例別表、廿日市市地域保健センター設置及び管理条例別表、廿日市市保健福祉活動センター設置及び管理条例

別表、廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例別表第3、はつかいち文化ホール設置及び管理条例別表並びにはつかいち美術ギャラリー設置及び管理条例別表の規定は、施行日以後に施設等の使用又は利用の許可を受ける者に係る使用料又は利用料金について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

- 4 施行日前にこの条例による改正前の廿日市市自転車駐車場設置及び管理条例第13条第2項の規定及び改正前の廿日市市自転車等の放置防止に関する条例第8条第2項又は第9条第2項の規定により移送された自転車等の措置に要する費用については、なお従前の例による。

(提案理由)

受益者負担の適正化を図る目的で、手数料等の額の見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

議案第17号

廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市墓地等設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市墓地等設置及び管理条例（昭和37年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第16条及び第17条中「及び八坂墓苑」を「、八坂墓苑及び三軒屋墓苑」に改める。

別表第1に次のように加える。

三軒屋墓苑	廿日市市大野7006番地2
-------	---------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第16条及び第17条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に墓所等の使用許可を受ける者に係る使用料及び管理料について適用し、施行日前に当該許可を受けた者に係る使用料及び管理料については、なお従前の例による。

(提案理由)

三軒屋墓苑を設置し、その使用料等を定める改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第18号

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市印鑑条例の一部を改正する条例

廿日市市印鑑条例（昭和49年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項に次のただし書を加える。

ただし、登録者が、市長に対し行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）

（自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。次条第1項、第17条第1号及び第18条第1号において同じ。）を添えて、市長が指定する電子計算機に規則で定める暗証番号を自ら入力するときは、登録証を添えることを要しない。

第16条第1項中「、登録証」の次に「又は個人番号カード」を加える。

第17条の見出しを「（多機能端末機等による印鑑登録証明書の交付申請等）」に改め、同条第1号中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）（自己に係る個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されているものに限る。）」を「個人番号カード」に、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

第18条第1号中「第15条」を「第15条第2項」に改め、「登録証」の次に「個人番号カード」を加え、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第15条第2項ただし書の場合において、暗証番号が正しく入力されなかつたとき。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第17条第1号の改正規定（「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分に限る。）は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）附則第1条本文に規定する政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

窓口において、印鑑登録証明交付申請書に個人番号カードを添えて印鑑登録証明書の交付申請を行うことができるようにするなどのため、この条例案を提出するものである。

議案第19号

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

廿日市市国民健康保険税条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の8.4」を「100分の8.38」に改める。

第5条の2第1号中「2万4,069円」を「2万3,082円」に改め、同条第2号中「1万2,035円」を「1万1,541円」に改め、同条第3号中「1万8,052円」を「1万7,312円」に改める。

第5条の3中「100分の2.85」を「100分の2.78」に改める。

第5条の4中「1万2,045円」を「1万2,091円」に改める。

第5条の5第1号中「7,735円」を「7,624円」に改め、同条第2号中「3,868円」を「3,812円」に改め、同条第3号中「5,801円」を「5,718円」に改める。

第6条中「100分の2.3」を「100分の2.48」に改める。

第7条中「11,774円」を「1万2,732円」に改める。

第7条の2中「5,706円」を「6,162円」に改める。

第19条第1項第1号イ(ア)中「1万6,848円」を「1万6,157円」に改め、同号イ(イ)中「8,424円」を「8,079円」に改め、同号イ(ウ)中「1万2,636円」を「1万2,118円」に改め、同号ウ中「8,432円」を「8,464円」に改め、同号エ(ア)中「5,415円」を「5,337円」に改め、同号エ(イ)中「2,707円」を「2,668円」に改め、同号エ(ウ)中「4,061円」を「4,003円」に改め、同号オ中「8,242円」を「8,912円」に改め、同号カ中「3,994円」を「4,313円」に改め、同項第2号イ(ア)中「1万2,035円」を「1万1,541円」に改め、同号イ(イ)中「6,017円」を「5,771円」に改め、同号イ(ウ)中「9,026円」を「8,656円」に改め、同号ウ中「6,023円」を「6,046円」

に改め、同号エ(ア)中「3, 868円」を「3, 812円」に改め、同号エ(イ)中「1, 934円」を「1, 906円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 901円」を「2, 859円」に改め、同号オ中「5, 887円」を「6, 366円」に改め、同号カ中「2, 853円」を「3, 081円」に改め、同項第3号イ(ア)中「4, 814円」を「4, 616円」に改め、同号イ(イ)中「2, 407円」を「2, 308円」に改め、同号イ(ウ)中「3, 610円」を「3, 462円」に改め、同号ウ中「2, 409円」を「2, 418円」に改め、同号エ(ア)中「1, 547円」を「1, 525円」に改め、同号エ(イ)中「774円」を「762円」に改め、同号エ(ウ)中「1, 160円」を「1, 144円」に改め、同号オ中「2, 355円」を「2, 546円」に改め、同号カ中「1, 141円」を「1, 232円」に改め、同条第2項第2号ア中「1, 807円」を「1, 814円」に改め、同号イ中「3, 011円」を「3, 023円」に改め、同号ウ中「4, 818円」を「4, 836円」に改め、同号エ中「6, 023円」を「6, 046円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の廿日市市国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

広島県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率等並びに減額に関する規定を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第20号

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正する条例案
を次のように提出する。

令和8年2月24日

廿日市市長 松本 太郎

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の一部を改正
する条例

廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例（平成15年条例第40号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

廿日市市岩倉キャンプ場設置及び管理条例

第1条中「廿日市市岩倉ファームパーク」を「廿日市市岩倉キャンプ場」に、「ファームパーク」を「キャンプ場」に改める。

第2条から第6条まで、第8条第1項、第9条第1項及び第10条第1項第3号中「ファームパーク」を「キャンプ場」に改める。

第17条中「ファームパーク」を「キャンプ場」に改め、同条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

（市長による管理）

第19条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときその他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、指定管理者の指定をし、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にキャンプ場の管理に係る業務の全部又は一部を行うことができる。

2 前項の場合における第5条第2項の規定の適用については、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「あらかじめ市長の承認を得て、前項」とあるのは「前項」とする。

3 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第15条第1号に規定する業務が含まれる場合に限る。）における第6条、第7条、第10条第1項及び第12条の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について指定管理者の許可を受けている場合を除き、市長」と、同条第2項、第7条、第10条第1項並びに第12条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第9条第2項の

規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

4 第1項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に第15条第2号に規定する業務が含まれる場合に限る。）において、利用者は、第8条第1項の規定にかかわらず、別表第3に定める使用料を市長に納付しなければならない。ただし、当該利用について同項に規定する利用料金を指定管理者に納付している場合は、この限りでない。

5 前項本文の場合における第8条第2項及び第3項並びに第11条第2項及び第3項の規定の適用については、第8条第2項及び第3項の規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、第11条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金」とあるのは「別表第3に定める使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

6 第1項の規定により市長がキャンプ場の管理に係る業務の全部又は一部を行った場合において、指定管理者を指定し、又は同項に規定する期間が終了したことにより指定管理者が当該業務を行うこととなる場合における第6条第1項及び第8条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「指定管理者」とあるのは「当該利用について市長の許可を受けている場合を除き、指定管理者」と、第8条第1項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について第19条第4項本文の規定により使用料を納付している場合は、この限りでない」とする。

第16条第1項中「第14条」を「第16条」に改め、同条を第18条とする。

第15条中「ファームパーク」を「キャンプ場」に改め、同条を第17条とし、第14条を第16条とする。

第13条第1号、第3号及び第4号中「ファームパーク」を「キャンプ場」に改め、同条を第15条とする。

第12条中「ファームパーク」を「キャンプ場」に改め、同条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条の次に次の2条を加える。

(利用の予約)

第11条 キャンプ場の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）に予約金を前納させることができる。

3 前項の予約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

(違約金の徴収)

第12条 予約者は、前条第1項の規定により利用の予約をした後、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、指定管理者に届け出なければならない。

2 指定管理者は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。

3 前項の違約金の額は、第9条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金の額の範囲内で指定管理者が定める。

別表第1中「キャンプ場」を「キャンプスペース」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第9条関係）

区 分			単 位	利用料金の範囲
野外ステージ			1日につき	5,340円から 16,030円まで
キャンプスペース	一般サイト	基本額	1サイトにつき（1泊）	1,000円から 3,000円まで
			1サイトにつき（日帰）	500円から

		り)	1,500円まで
		加算額 1人につき(1泊)	600円から 1,800円まで
		1人につき(日帰り)	300円から 900円まで
	フリーサイト	1人につき(1泊)	600円から 1,800円まで
		1人につき(日帰り)	300円から 900円まで
ライトハウス (専用利用に限る。)		1時間までごとに	400円から 1,210円まで
シャワー		1人1回につき	100円から 300円まで

備考

- 1 キャンプスペースを利用する場合の利用料金(基本額の料金の範囲を除く。)の範囲は、小学校児童(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。)についてはこの表に定める利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める利用料金の範囲に4分の1を乗じて得た額の範囲とする。
- 2 利用料金の範囲に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3(第19条関係)

区 分	単 位	使 用 料
野外ステージ	1日につき	10,690円

キャンプスペース	一般サイト	基本額	1 サイトにつき（1 泊）	2,000 円
			1 サイトにつき（日帰り）	1,000 円
		加算額	1 人につき（1 泊）	1,200 円
			1 人につき（日帰り）	600 円
	フリーサイト	1 人につき（1 泊）	1,200 円	
		1 人につき（日帰り）	600 円	
ライトハウス （専用利用に限る。）			1 時間までごとに	810 円
シャワー			1 人 1 回につき	200 円

備考 キャンプスペースを使用する場合の使用料（基本額を除く。）の額は、小学校児童（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）についてはこの表に定める額の2分の1を乗じて得た額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額の4分の1を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の廿日市市岩倉ファームパーク設置及び管理条例の規定による指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他この条例を施行することの準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

（廿日市市公共施設における禁煙等推進条例の一部改正）

- 3 廿日市市公共施設における禁煙等推進条例（平成30年条例第33号）

の一部を次のように改正する。

第7条第3号中「廿日市市岩倉ファームパーク」を「廿日市市岩倉キャンプ場」に改める。

(提案理由)

廿日市市岩倉ファームパークの更なる利用促進及び施設運営の安定化を図る目的で、施設の名称、利用料金の範囲等の改正を行うとともに、予約システムの導入に伴い、利用の予約に係る規定を追加する改正を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 1 号

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例
の一部を改正する条例

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例（令和 2 年
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

区分		利用時間
キャンプサイト	宿泊	9 時から翌日の 17 時まで
	日帰り	9 時から 17 時まで
浴室		10 時から 20 時まで

別表第 2（第 9 条関係）

区分		単位	利用料金の範囲
キャンプサイト	基本額	1 サイトにつき（1 泊）	1,000 円から 3,000 円まで
		1 サイトにつき（日帰り）	500 円から 1,500 円まで
	加算額	1 人につき（1 泊）	500 円から 1,500 円まで
		1 人につき（日帰り）	250 円から 750 円まで
浴室		30 分までごとに	500 円から 1,500 円まで
シャワー		1 人 1 回につき	100 円から 300 円まで
その他の設備・物品等			市長が定める範囲

備考

- 1 キャンプサイトを利用する場合の利用料金（加算額に限る。）の

範囲は、小学校児童（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）についてはこの表に定める利用料金の範囲に2分の1を乗じて得た額の範囲とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める利用料金の範囲に4分の1を乗じて得た額の範囲とする。

- 2 利用料金の範囲に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

別表第3（第19条関係）

区分		単位	使用料
キャンプサイト	基本額	1サイトにつき（1泊）	2,000円
		1サイトにつき（日帰り）	1,000円
	加算額	1人につき（1泊）	1,000円
		1人につき（日帰り）	500円
浴室		30分までごとに	1,000円
シャワー		1人1回につき	100円
その他の設備・物品等			市長が定める額

備考

- 1 キャンプサイトを使用する場合の使用料（加算額に限る。）の額は、小学校児童（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に在学する者及びこれら以外の者で6歳に達する日後の最初の4月1日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいう。）についてはこの表に定める額に2分の1を乗じて得た額とし、小学校就学前の者についてはこの表に定める額に4分の1を乗じて得た額とする。
- 2 使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例の規定による指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の更なる利用促進及び施設運営の安定化を図る目的で、施設の利用区分、利用料金の範囲等を改正するため、この条例案を提出するものである。

議案第 22 号

宮島水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

廿日市市長 松 本 太 郎

宮島水族館設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮島水族館設置及び管理条例（平成17年条例第55号）の一部を次のように改正する。

目次中「第25条」を「第26条」に、「第26条」を「第27条」に改める。

第8条の2第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「設け、若しくは臨時に開館する」を「設ける」に改め、同項を同条第2項とする。

第19条に次の1項を加える。

- 2 第8条の2から前条までの規定は、前項の規定により指定管理者に水族館等の管理を行わせる場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第8条の2第2項	市長	指定管理者
	認めるときは	認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て
第10条第1項	別表第1に定めるところにより入館料	第20条第2項の規定により市長の承認を受けて定めた利用料金
第10条第2項、第3項及び第4項	入館料	利用料金
	市長	指定管理者
第11条、第13条、第14条、第16条及び第17条第1項	市長	指定管理者

第26条を第27条とする。

第25条第1項中「第23条」を「第24条」に改め、第4章中同条を第26条とする。

第24条を第25条とし、第23条を第24条とする。

第22条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 利用料金の徴収に関する業務

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(利用料金の収入等)

第20条 前条第1項の規定により指定管理者が水族館等の管理を行う場合には、水族館を利用する者が納付する利用料金は、当該指定管理者の収入とする。

2 前項の利用料金の額は、別表第3に定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

別表第2中

「

中型自動車	一時使用	1日のみの使用		1台当たり	3,000円
		2日以上 連続して 使用	1日目	1台当たり	3,000円
			2日目 以降	1日につき 1台当たり	500円
大型自動車	一時使用	1日のみの使用		1台当たり	3,500円
		2日以上 連続して 使用	1日目	1台当たり	3,500円
			2日目 以降	1日につき 1台当たり	500円

」

を

「

中型自動車及び大型自動車	一時使用	1日につき 1台当たり	8,000円
--------------	------	----------------	--------

」

に改める。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第20条関係）

区分		単位	利用料金の範囲
個人	一般	1人1回	1,420円から 2,550円まで
	小学生及び中学生	1人1回	710円から 1,280円まで
	幼児	1人1回	400円から 720円まで
20人以上 の団体	一般	1人につき1回	1,140円から 2,040円まで
	小学生及び中学生	1人につき1回	570円から 1,020円まで
	幼児	1人につき1回	320円から 580円まで
学校団体	高校生	1人につき1回	570円から 1,020円まで
	中学生	1人につき1回	490円から 880円まで
	小学生	1人につき1回	350円から 630円まで
	幼児	1人につき1回	280円から 510円まで
年間入館券	一般	1人1年間	3,560円から 6,380円まで
	小学生及び中学生	1人1年間	1,730円から 3,100円まで
	幼児	1人1年間	1,010円から

			1,810 円まで
--	--	--	-----------

備考 別表第1備考の規定は、この表について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行日前に、駐車場の使用の許可を受けている者の使用料の額については、なお従前の例による。

(提案理由)

宮島水族館の管理について、利用料金制による指定管理に移行するに当たり、指定管理者が定める利用料金の範囲の設定など、指定管理者が管理運営を行う際に必要な規定の整理を行うとともに、宮島口駐車場の使用料について、周辺駐車場料金との均衡を図り、適正な料金体系への見直しを行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 23 号

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市保育園条例の一部を改正する条例

廿日市市保育園条例（昭和63年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とする。

第10条（見出しを含む。）中「及び延長保育料」を「、延長保育料及び乳児等通園支援利用料」に改め、同条を第11条とする。

第9条（見出しを含む。）中「又は延長保育料」を「、延長保育料又は乳児等通園支援利用料」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（乳児等通園支援事業の実施）

第9条 市長は、規則で定める保育園において、法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業（以下「乳児等通園支援事業」という。）を実施するものとする。

2 乳児等通園支援事業の利用を希望する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより市長に申請し、あらかじめその認定を受けなければならない。

3 乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児の保護者は、利用1時間につき300円の乳児等通園支援事業の利用に係る費用（以下「乳児等通園支援利用料」という。）を納付しなければならない。

4 乳児等通園支援利用料の納付の方法は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の廿日市市保育園条例第9条第2項の規定による申請及びこれに対する認定の手續その他この条例を施行するための準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

公立保育園において乳児等通園支援事業を実施することに伴い、当該事業に関して必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 2 4 号

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

廿日市市長 松 本 太 郎

廿日市市火災予防条例の一部を改正する条例

廿日市市火災予防条例（昭和37年条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第30条の6」を「第30条の7」に、「第30条の7・第30条の8」を「第30条の8・第30条の9」に改める。

第7条の2の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第7条の3とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第8条の3第1項中「第9条」を「次条」に改める。

第3章の3中第30条の8を第30条の9とし、第30条の7を第30条の8とする。

第3章の2中第30条の6の次に次の1条を加える。

（住宅における火災の予防の推進）

第30条の7 廿日市市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- (2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

2 廿日市市民は、住宅における火災の予防を推進するため、第30条の3第1項に定める住宅の部分のほか、台所その他の火災発生のおそれが大であると認められる住宅の部分における住宅用防災警報器等の設置に努めるものとする。

第45条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6の2) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第45条第1項第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたことに伴い、サウナ設備に関する規定等の改正を行うとともに、その他住宅における火災予防推進に必要な規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第34号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（1工区）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工 事 名 新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（1工区）
- 2 工事場所 廿日市市下平良及び上平良地内
- 3 請負金額 168,630,000円
- 4 請 負 者 廿日市市佐方本町4番31号
株式会社 松山
代表取締役 松 山 龍 二

(提案理由)

新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（1工区）の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 35 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（2 工区）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

- 1 工 事 名 新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（2 工区）
- 2 工事場所 廿日市市下平良地内
- 3 請負金額 179,276,900 円
- 4 請 負 者 廿日市市桜尾一丁目 4 番 13 号
株式会社 今井建設工業
代表取締役 今 井 泰 樹

(提案理由)

新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（2工区）の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第36号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第6号）第2条の規定により、次のとおり新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（3工区）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工事名 新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（3工区）
- 2 工事場所 廿日市市下平良地内
- 3 請負金額 154,000,000円
- 4 請負者 廿日市市平良一丁目4番17号
 有限会社 山下組
 代表取締役 嶽野 克己

(提案理由)

新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（3工区）の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 37 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 2 条の規定により、次のとおり新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（4 工区）の請負契約を締結することについて、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

廿日市市長 松本 太郎

- 1 工事名 新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（4 工区）
- 2 工事場所 廿日市市下平良地内
- 3 請負金額 212,300,000 円
- 4 請負者 廿日市市佐方本町 4 番 31 号
株式会社 松山
代表取締役 松山 龍二

(提案理由)

新機能都市開発事業に伴う電線共同溝整備工事（4工区）の請負契約を締結しようとするものであるが、当該契約は、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、市議会の議決を求めるものである。

議案第 38 号

過疎地域持続的発展計画を定めることについて

過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり定めることについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 8 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

(提案理由)

佐伯地域、吉和地域及び宮島地域を対象に定めている過疎地域持続的発展計画の計画期間が令和7年度をもって終了することに伴い、引き続き令和8年度から令和12年度までの同計画を定めることについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 39 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

浅原辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

総合整備計画書

広島県 廿日市市 浅原辺地
(辺地の人口：535人、面積：7.3km²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 廿日市市浅原
(2) 地区の中心の位置 廿日市市浅原2614番地1
(3) 辺地度点数 115点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

本地区は、佐伯地域の南西部に位置し、大竹市、山口県岩国市と接しています。
地区の状況は、昭和35年の国勢調査人口1,701人に対し、令和5年4月1日現在の人口は535人で大幅に人口が減少し、高齢化、過疎化が進行しています。

(農道)

農業従事者において、高齢化や担い手不足が進んでおり、営農効率の維持・向上や耕作放棄地の拡大防止につながる取組が必要です。

今回、老朽化が著しい農道本郷2号線(本郷2号橋)の橋りょう実施設計及び整備工事を行うことで、農作業労力の軽減等を図り、農業経営の安定化に資する取組を推進します。

(橋りょう)

広島県が施行する一級河川小瀬川水系小瀬川河川改良事業における市道戸屋原白河線白河橋橋梁架替工事を行います。

今回、県事業にあわせて、現況幅員3.6mを5.0mへ拡幅することで、安心して歩行・通行できる安全な環境の整備を図ります。

(公民館その他の集会施設)

令和6年4月1日からあさはらまちづくり交流センターは指定管理者施設として、地元住民が主体となった指定管理者が施設管理を行うこととなっており、地域自治を基盤とした地域経営を推進し、暮らし続けられる浅原地区の実現を目指しています。

今回、当該施設をユニバーサルデザイン化することで、安心、快適な利用環境を確保し、施設の利用促進及び地域の活性化を図ります。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和10年度まで 6年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
農道 (農道本郷2号線)	廿日市市	154,700		154,700	154,700
橋りょう (白河橋)	廿日市市	150,978		150,978	150,700
公民館その他の集会施設					

(あさはらまちづくり交流センター)	廿日市市	154,993		154,993	154,900
合 計		460,671		460,671	460,300

(提案理由)

浅原辺地において実施している事業の計画期間を延長し、事業費を追加するため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第40号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市福祉健康増進保養センター設置及び管理条例（平成15年条例第29号）第13条の規定により、次のとおり廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

1 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

2 指定管理者となる団体の名称

広島市中区舟入中町4番35号

株式会社 EVENTOS

代表取締役 川 中 英 章

3 指定の期間

令和8年4月1日から

令和11年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第41号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場設置及び管理条例（令和2年条例第2号）第14条の規定により、次のとおり廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 公の施設の名称

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町5番1号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩田 均

3 指定の期間

令和8年4月1日から

令和13年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市アルカディアビレッジ多目的広場の指定管理者の指定期間が、令和8年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第42号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次のとおり市道の路線を認定し、及び廃止することについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月24日提出

廿日市市長 松本 太郎

1 市道路線の認定

番 号	認定路線名	起 点	終 点
1454	平良丘陵 4号線	廿日市市下平良字永 石山10076番3 4地先	廿日市市上平良字廣 池1642番1地先
1456	第2道狭 1号支線	廿日市市平良二丁目 175番14地先	廿日市市平良二丁目 175番20地先
1457	宮迫高砂 2号支線	廿日市市四季が丘十 一丁目26番36地 先	廿日市市四季が丘十 一丁目26番18地 先
4680	郷2号線 1号支線	廿日市市大野中央五 丁目4626番2地 先	廿日市市大野中央五 丁目4622番2地 先

2 市道路線の廃止

番 号	廃止路線名	起 点	終 点
1454	平良丘陵	廿日市市下平良字永	廿日市市下平良字永

	4 号 線	石山 1 0 0 7 6 番 3 4 地先	石山 1 0 0 7 6 番 3 4 地先
1 4 5 5	平 良 丘 陵 5 号 線	廿日市市上平良字廣 池 1 6 4 2 番 1 地先	廿日市市下平良字廣 池 3 3 8 番地先

(提案理由)

開発行為により設置する新設道路などを市道路線に認定し、この認定に伴い路線が重複することとなる市道路線を廃止することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第43号

廿日市市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、次の者を廿日市市固定資産評価審査委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和8年2月24日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 長瀬 正光

(提案理由)

廿日市市固定資産評価審査委員会の委員木曾忠明が、令和8年3月31日をもって辞職するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

議案第 4 4 号

廿日市市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、次の者を廿日市市公平委員会の委員に選任することについて、市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

氏 名 村 上 凡 子

(提案理由)

廿日市市公平委員会の委員青木晴美の任期が、令和8年3月31日をもって満了するので、その後任委員の選任について、市議会の同意を求めるものである。

諮問第1号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、次の者を人権擁護委員に推薦することについて、市議会の意見を求める。

令和8年2月24日提出

廿日市市長 松本 太郎

氏名 向井田 さつき

(提案理由)

人権擁護委員向井田さつきの任期が、令和8年6月30日をもって満了するので、その後任委員の推薦について、市議会の意見を求めるものである。

